

職業訓練法人H&A 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、職業訓練法人H&Aという。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県知立市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、職業能力開発促進法による認定職業訓練とその他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること、並びに、日本および国際社会の職業訓練を通じて、日本と国際社会の発展及び調和・親睦を図ることを目的とする。

(認定職業訓練及びその他職業訓練のための施設)

第4条 当法人の設置する認定職業訓練及びその他職業訓練のための施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 職業訓練法人H&A
H&A職業能力開発校
位置 愛知県知立市西町妻向14番地1

(業務)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 労働者に対する認定職業訓練及びその他職業訓練。
- (2) 求職者に対する認定職業訓練を行うこと。
- (3) 職業訓練に関する情報及び資料の提供。
- (4) 職業訓練に関する調査及び研究。
- (5) 外国人技能実習生受け入れ事業。
- (6) 外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業。
- (7) 通訳および翻訳の事業。
- (8) 教材開発および販売。
- (9) 国内および海外におけるコンサルティング事業。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務。

(公告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第7条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 愛知県知立市西町亀池41番地1

設立者 一般財団法人H&A

拠出財産及びその価額 金銭5,000,000円

(基本財産)

第8条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第7条の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、寄附行為を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金の分配の禁止)

第11条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第 12 条 当法人に、評議員 3 名以上 5 名以内を置く。

(選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、理事長が招集した評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 2 名、理事 1 名、監事 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 1 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。
- (2) 過去に前号に規定する者になったことがないこと。
- (3) 前 2 号に規定する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でないこと。

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席しなければならない。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2 以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該評議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評

議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類の承認
- (4) 寄附行為の変更

2 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの寄附行為で定められた事項。

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各評議員に発してするものとする。また、定時評議員会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告及び監査報告を併せて提供するものとする。
- 4 本法人は、第3項の規定による評議員会招集通知並びに決算関係書類、事業報告及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 寄附行為の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 評議員は、第18条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法にて議決権または選挙権を行使することができる。

(議事録)

第20条 評議員の議事については、法令を定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員は、前項の議事録に記名押印する（認印で可）。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上、6人以内

監事 3人以内

2 理事のうち2名を理事長、副理事長とする。

(選任等)

第22条 理事、副理事長及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることが出来ない。

3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為に定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの寄附行為に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときは、その職務を代理しまたは代行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することが出来る。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が死亡したとき又は事故などで理事長が招集できなくなった場合は各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事及び監事の全員の同意があるときは、上記の招集の手続を経ないで理事会を開催することが出来る。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、これに記名押印する（認印で可）。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、評議員会において、議決に加わることの出来る評議員の三分の二に当たる多数の決議をもって、かつ愛知県知事の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(清算人)

第36条 清算人は、理事長とする。ただし、評議員会で別人を定めた場合は、この限りでない。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属先は、清算時における当法人理事長とする。

2 残余財産のうち、前項の規定により処分されないものは、清算人が愛知県知事の認可を受けて、他の職業訓練の事業を行う者に帰属させる。
3 前二項の規定により処分されない残余財産は、愛知県に帰属する。

第6章 附 則

(設立時評議員)

第38条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	愛知県知立市中町中45番地
	小林 嗣明
同	愛知県豊田市越戸町松葉69番地
	中根 正美
同	名古屋市守山区中新2番30号 まほろば1D号
	田中 周一
同	愛知県刈谷市今川町上池149番地1
	濱島 森雄

(設立時役員)

第39条 当法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	愛知県刈谷市今川町上池149番地1
	濱島 正好
同	名古屋市緑区鳴海町有松裏112番地の58
	王 文麗
同	愛知県知多郡阿久比町卯坂南67番地
	川田 俊介
同	愛知県知立市上重原5丁目23番地 ルミエールY&M B棟203
	齋藤 美智子
設立時理事長	愛知県刈谷市今川町上池149番地1
	濱島 正好
設立時副理事長	名古屋市緑区鳴海町有松裏112番地の58
	王 文麗
設立時監事	愛知県刈谷市東境町昭山84番地2
	羽谷 拓朗

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和1年9月30日までとする。

(法令の準拠)

第41条 本寄附行為に定めのない事項は、すべて職業訓練法人に関する法律その他の法令に従う。

令和1年 8月1日	作成
令和3年10月1日	改定
令和5年 4月1日	改定
令和7年10月1日	改定